

【参考】施工体制評価方法及び施工体制評価後の技術評価点の算出（概要）

・施工体制評価方法

施工体制確認型の評価方法は、以下のとおり行います。なお、配点は個々の入札公告でお知らせします。

評価項目	評価基準
品質確保の実効性	<p>以下の順位で評価します。</p> <p>① 工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、設計図書等に記載された要件をより確実に実現できると認められた場合</p> <p>② 工事の品質確保のための適切な施工体制が概ね確保され、設計図書等に記載された要件を確実に実現できると認められた場合</p> <p>なお、以下の場合は不適とし入札無効とします。 資料が全部または一部未提出の場合、ヒアリングに応じない場合 など</p>
施工体制確保の確実性	<p>以下の順位で評価します。</p> <p>① 工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、設計図書等に記載された要件をより確実に実現できると認められた場合</p> <p>② 工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が概ね確保され、設計図書等に記載された要求を確実に実現できると認められた場合</p> <p>なお、以下の場合は不適とし入札無効とします。 資料が全部または一部未提出の場合、ヒアリングに応じない場合 など</p>

・施工体制評価後の技術評価点の算出

<p>施工体制評価後の技術評価点 = 技術評価点（提案部分の評価点_{※1} × 施工体制評価点の獲得率 + 提案以外の評価点_{※2}） + 施工体制評価点（評価値に用いる技術評価点）</p>

※1：「提案部分とは」、入札者から提案を受けた内容（「技術提案 VE等の技術提案」や「施工の確実性 施工計画立案能力」）

※2：「提案以外とは」、入札者の実績を評価した内容（上記※1の以外の内容）